

# 年金記録に係るコンピュータ記録と紙台帳等の突合せについて

〔平成22年11月18日  
日本年金機構〕



# 未統合記録と紙台帳等の突合せについて

## 1 目的

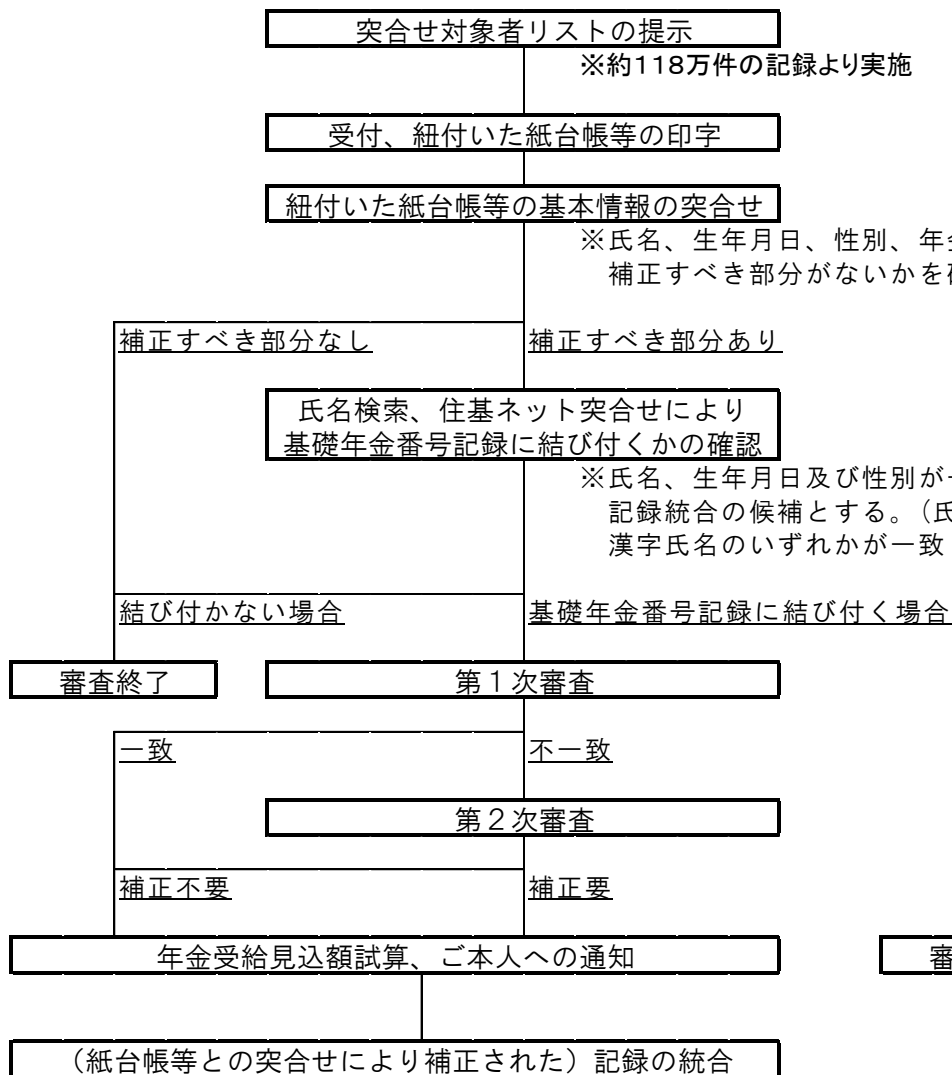
- ・ 10月より開始された年金記録に係るコンピュータ記録と紙台帳等の突合せは、コンピュータ記録と紙台帳等の記録を突き合わせることにより、現在コンピュータ上で管理されている年金記録の正確性を確保することをその目的としている。
- ・ ご本人の基礎年金番号に基づく記録に結び付いていない年金記録（いわゆる未統合記録）については、ねんきん特別便の送付、住民基本台帳ネットワークとの突合せ等の取組を通じてその解明を進めているところであるが、未だ基礎年金番号の記録に統合されておらず、今後さらに解明を進めることとしている記録等がある。
- ・ それらの記録と紙台帳等との突合せを行うことで、解明の端緒となる情報（氏名、生年月日等）について記録補正がなされることにより、基礎年金番号への統合等、当該記録の解明につながる可能性があることから、未統合記録と紙台帳等との突合せを実施する。

## 2 概要

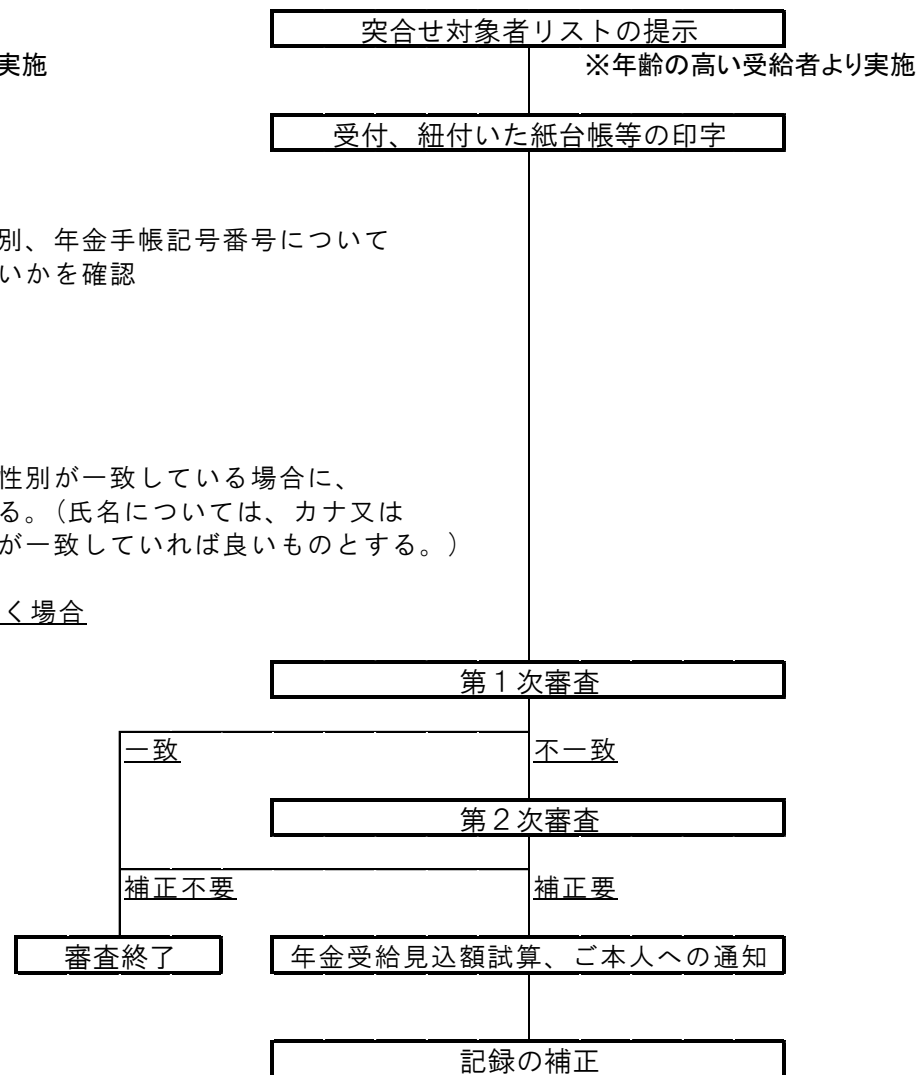
- ・ 氏名等によるコンピュータ記録の検索、住基ネットの突合せ等の特殊な手順が存在することから、中央記録突合せセンターにおいて集中的に実施する。
- ・ まずは未解明となっている未統合記録（約983万件）について、黄色便による確認（払出簿との機械的な突合せ）が行われていない記録（約118万件）から突合せを実施する。
- ・ 突合せの主な手順は以下のとおり。（詳細なフロー図については別紙参照）
  - ①コンピュータ記録である未統合記録と当該記録に紐付いた紙台帳等について、持ち主を特定するために必要な基本情報（氏名、生年月日、性別及び年金手帳記号番号）の突合せを行い、コンピュータ記録の基本情報について補正すべき部分がないか確認する。
  - ②コンピュータ記録の基本情報に補正すべき部分があった場合、基礎年金番号を有するコンピュータ記録と結びつくかどうか、氏名検索や住基ネットとの突合せを通じて確認する。
  - ③基礎年金番号を有するコンピュータ記録と結びついた場合には、紐付いた紙台帳等の給付に係る記録（標準報酬、加入期間等）と突合せを行った上で、その結果を御本人にお知らせする。



## 未統合記録の突合せ



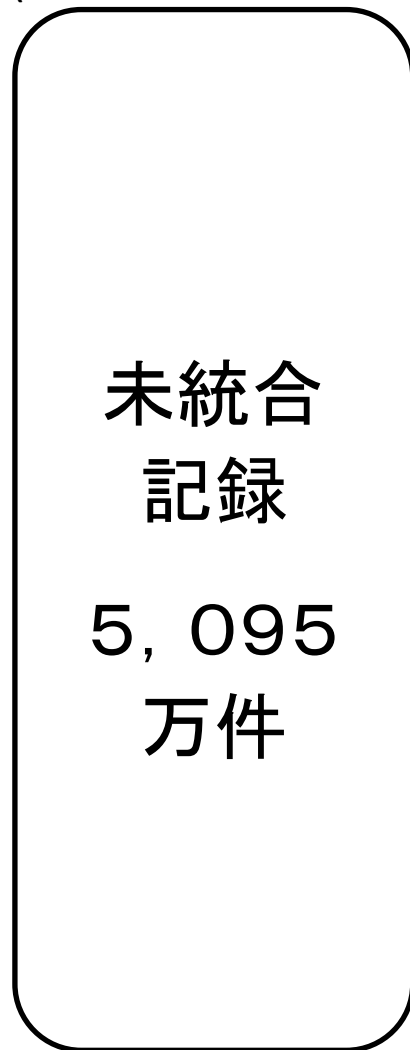
## (参考) 一般の記録の突合せ



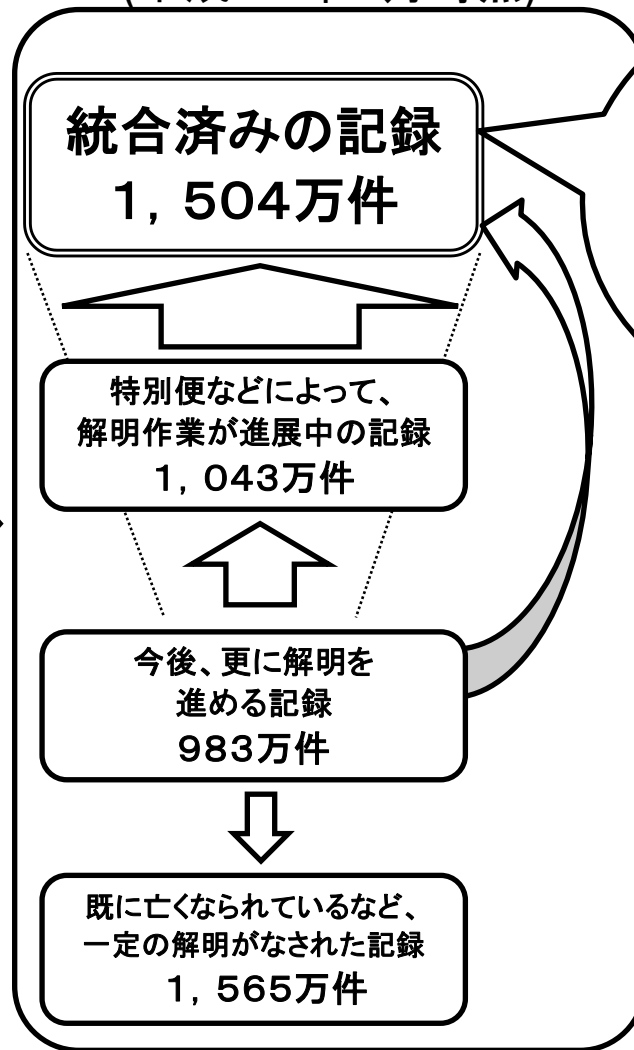


# 未統合記録5,095万件の解明状況

(平成18年6月時点)



(平成22年9月時点)



平成18年6月に  
5,095万件あった  
未統合記録のうち、  
1,504万件  
(1,197万人)  
統合済み

This callout box provides a summary of the progress made between the two survey dates.

## 未統合記録の全体像〔平成22年9月〕

- 18年6月からの統合済み件数「4」は、1504万件【19年12月より1194万件増加】（「名寄せ特別便」の送付対象「5」は、571万件）
- その他一定の解明がなされた記録「1」～「3」は、1565万件【19年12月より325万件増加】
- 今後解明を進め、一定の時点において開示等を検討する記録「7」は、983万件【19年12月より1462万件減少】
- 住基ネットの活用等により、472万件の解明作業が進展「6」

記 録 の 内 容	平成19年12月		平成22年9月		増減	増減の主な要因、備考
	(万件)	割 合	(万件)	割 合	(万件)	
<b>1 死亡が判明した者等の記録</b>	<b>1,550</b>	<b>30.4%</b>	<b>3,070</b>	<b>60.2%</b>	<b>1,520</b>	・ 解明作業の進展による増
① 死亡の届出がされている記録等	360	7.1%	404	7.9%	44	
② 住基ネット調査で「5年以内死亡者」と判明した記録			66	1.3%	66	
③ 既に死亡している受給者等の記録との突合せで該当した記録			179	3.5%	179	
<b>2 脱退手当金の受給等により新たな受給に結びつかないと考えられる記録</b>	<b>460</b>	<b>9.0%</b>	<b>562</b>	<b>11.0%</b>	<b>102</b>	・ 解明作業の進展による増
<b>3 5千万件中、複数の手帳記号番号を保有していると考えられる者の記録（重複分のみ計上）</b>	<b>420</b>	<b>8.2%</b>	<b>354</b>	<b>6.9%</b>	<b>-66</b>	・ 記録の統合等の進展による減
<b>4 平成18年6月1日以降基礎年金番号に統合済みの記録</b>	<b>310</b>	<b>6.1%</b>	<b>1,504</b>	<b>29.5%</b>	<b>1,194</b>	・ ねんきん特別便の送付や日々の相談・裁定等を契機として、記録の統合が進んだことによる増
<b>5 名寄せにより基礎年金番号の記録と結びつく可能性があり、「名寄せ特別便」を送付した記録（「4」計上分を除く）</b>	<b>1,100</b>	<b>21.6%</b>	<b>571</b>	<b>11.2%</b>	<b>-601</b>	・ 記録の統合が進んだことによる減  (※名寄せは1172万件が最終結果のため、「増減」欄は1172万件からの減少数)
① 年金受給者との名寄せ	300	5.9%	181	3.6%	-154	
② 被保険者との名寄せ	800	15.7%	395	7.8%	-451	
<b>6 解明作業が進展中の記録</b>			<b>472</b>	<b>9.3%</b>	<b>472</b>	・ 解明作業の進展による増  ・ このうち基礎年金番号の記録と結びつく可能性がある記録等について「記録確認のお知らせ」を送付
① 氏名等の補正処理が完了した「漢字カナ変換の使用により名寄せされなかった記録」			76	1.5%	76	
② 住基ネット調査で「生存者」と判明した記録			303	5.9%	303	
③ 旧姓データを活用した調査により特定された「婚姻等により氏名を変更していると考えられる者の記録」			67	1.3%	67	
④ 払出簿による氏名等の補正後に、基礎年金番号の記録と結びつく可能性がある記録			25	0.5%	25	
<b>7 今後解明を進め、一定の時点において開示等を検討する記録</b> ・ 死亡していると考えられる者の記録 ・ 海外居住者 ・ 届出誤り（誤った氏名・生年月日）により収録された記録 等	<b>2,445</b>	<b>48.0%</b>	<b>983</b>	<b>19.3%</b>	<b>-1,462</b>	・ 解明作業及び記録の統合が進んだことによる減 ・ 各種解明作業を行うとともに、一定の時点において開示等により解明・統合を進めることを検討
<b>計</b>	<b>5,095</b>	<b>100.0%</b>	<b>5,095</b>	<b>100.0%</b>		

- 「平成19年12月」は、平成19年9月14日時点のデータ（ただし、統合済み記録数は11月9日時点、名寄せ件数は12月11日時点）をベースに作成
- 「平成22年9月」は、平成22年9月1日時点のデータをベースに作成